「六〇〇メートル」に改め、同表呉港の項陸域の欄中「四〇〇メートル」を「六〇〇メートル」に改め、同表広島港の項水域の欄中「防波堤、防波堤南端から金輪島金輪尻ノ鼻まで引いた線、同島北西端から三四八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「三〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表岩国港の項陸域の欄中「三〇〇メートル」を「五〇〇メートル」に改め、同表徳島小松島港の項水域の欄中「港則法施行規則別表第一に定める小松島区の海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表松山港の項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表新居浜港の項水域の欄中「港則法施行規則別表第一に定める新居浜区第一区の海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「三〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表高知港の項水域の欄中「桟橋通り六丁目東南端から一五一度に引いた線、港橋、孕橋及び陸岸により囲まれた海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「一〇〇メートル」を「六〇〇メートル」に改め、同表関門港の項を次のように改める。

関門港	港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、〇〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域

別表第三博多港の項水域の欄中「西戸埼から孤川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御笠川及び那珂川各最下流道路橋下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表三池港の項水域の欄中「南北両防砂堤突端を結んだ線、南北両防砂堤及び陸岸により囲まれた海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「四〇〇メートル」を「一、〇〇〇メートル」に改め、同表伊万里港の項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表唐津港の項水域の欄中「唐津港大島灯台から二八六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐志川最下流道路橋下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表水俣港の項陸域の欄中「一〇〇メートル」を「一、〇〇〇メートル」に改め、同表三角港の項水域の欄中「瀬戸ノ鼻から三角港灯台まで引いた線、大矢野島塔ヶ埼から千束島六四郎鼻まで引いた線、千束島六四郎鼻から戸馳島兎鼻まで引いた線、黒埼から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「一〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表佐世保港の項陸域の欄中「港則法施行規則別表第一に定める第一区の海面」を「中欄の水域」に、「二〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表長崎港の項水域の欄中「長崎港三菱重工蔭ノ尾岸壁灯台（北緯三二度四二分三〇秒東経一二九度四九分四九秒）から皇后ふ頭南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台（北緯三二度四四分四二秒東経一二九度五一分五二秒）から八九度六一〇メートルの地点から〇度に引いた線以西の中島川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表比田勝港の項水域の欄中「網代防波堤A、轟島島頂から比田勝港雷埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに比田勝川及び古里川各最下流道路橋下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「一〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表厳原港の項水域の欄中「並びに厳原本川及び金石川各最下流道路橋下流の河川水面」を削り、同項陸域の欄中「一〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表佐賀関港の項陸域の欄中「三五〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表佐伯港の項水域の欄中「番匠川左岸突端からトオド オ鼻まで引いた線、下り松鼻から守後鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋及び中江川美国橋各下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表串木野港の項陸域の欄中「一〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表平良港の項陸域の欄中「一〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表石垣港の項陸域の欄中「一五〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表東京国際空港の項水域の欄中「東京国際空港地先五〇〇メートル以内の海面及び河川水面」を削る。

附　則

この政令は、平成二十七年十二月十日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百六号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の六の二中「、第二項及び第四項」を「及び第二項」に改め、同条の表第三十条の三十七の項及び第三十条の三十七第二項の項中「又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」を削り、同表第三十条の三十七第四項の項を削り、同表第三十条の三十八第一項の項中「その他の市町村の執行機関」を削り、「その他の都道府県の執行機関、機構又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人」を「又は機構」に、「第百八条の四において読み替えて準用する前条第四項に規定する」を「第百八条の五に規定する全国健康保険協会、共済組合等その他の」に改める。

附　則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

第十一条の二第一号中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードのうち住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式に掲げるもの」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同条第二号イ中「、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードのうち住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式に掲げるもの」を削る。

第七十九条の三第四項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

省　令

○法務省令第五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

法務大臣　岩城　光英

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令

（戸籍法施行規則の一部改正）

第一条　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。